

【医療保険】訪問看護ステーションピパス 料金表

診療報酬に基づく料金内容について説明いたします。

1. 利用料金

各保険により、療養費用の1割～3割となります。

後期高齢者	(75歳以上)	1割	現役並みの所得の方は3割
健康保険 高齢受給者	(70～74歳)	2割	現役並みの所得の方は3割
一般	(70歳未満)	3割	就学前の乳幼児は2割

医療保険の定める報酬に基づいて負担額請求を行います。

2. 訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費 i					
看護師・保健師	週3日まで	5,550円	週4日以降	6,550円	
准看護師		5,100円		6,550円	
理学療法士等	5,550円				
悪性腫瘍の利用者の緩和ケアまたは人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師				(管理療養費なし)	
悪性腫瘍の利用者の緩和ケアまたは人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師				12,850円	
訪問看護基本療養費 II (同一建物居住者で同一複数者)					
看護師・保健師	(1) 同一日2人	①週3回目まで	5,550円	②週4回目以降	6,550円
療法士等	(2) 同3人以上	②同	2,780円	②同	3,280円
訪問看護基本療養費 (III) 外泊中の訪問看護 (管理療養費なし)				8,500円	
厚生労働大臣が定める疾病等 (特掲診療料 別表第7)		特別管理加算の対象者 (特掲診療料 別表第8)		外泊にあたり訪問看護が必要と認められる者	
訪問看護基本療養費 i					
看護師・保健師	(1) 30分未満	①週3回目まで	4,250円	②週4回目以降	5,100円
療法士等	(2) 30分以上	②同	5,550円	②同	6,550円

※厚生労働大臣が定める疾病等(特掲診療料 別表第7)○末期の悪性腫瘍○多発性硬化症○重症筋無力症○スモン○筋萎縮性側索硬化症○脊髄小脳変性症○ハンチントン病○進行性筋ジストロフィー○パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る。)) ○多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)○プリオン病○亜急性硬化性全脳炎○ライソゾーム病○副腎白質ジストロフィー○脊髄性筋萎縮症○球脊髄性筋萎縮症○慢性脱髄性多発神経炎○後天性免疫不全症候群

3. 訪問看護管理療養費

(1) 月の初日 7,400円 (2) 月の2回目以降 3,000円

注：特別指示書による訪問看護(月4日以上計画訪問が必要)：医療保険で回数制限のある方に対して、特別訪問看護が指示が出た場合、1月につき指示の日から14日を限度として

(但し、ア気管カニューレを使用している状態 イ真皮を超える褥瘡の状態については、月2回まで) 介護保険の訪問看護利用者では毎日訪問看護可能となります。

4. 加算等について

○	サービス内容	加算金額
	緊急訪問看護加算 利用者の求めで診療所・在宅療養支援病院の指示により緊急訪問を行った場合（主治医が対応しない夜間等において、連携する医療機関の指示での緊急訪問の場合も算定できる）	2,650 円/回
	難病等複数回訪問加算 1 日 2 回目 1 日 3 回以上	4,500 円 8,000 円
	長時間訪問看護加算 （1 時間 30 分を超える） 特別管理加算対象・特別指示書の場合は 1 日/週、 イ. 15 歳未満の（準）超重症時、 ロ. 15 歳未満の小児であって、特掲診療料別表第 8 に掲げる者は 3 日/週まで可能	5,200 円/回
	乳幼児加算 ：6 歳未満の乳幼児	1500 円/回
	複数名訪問看護師 イ. 看護師と訪問（1 日/週） ロ. 看護補助者と訪問（3 日/週、ハを除く） ハ. 看護補助者と訪問（厚生労働大臣が定める場合に限る）(1) 1 回/日 (2) 2 回/日 (3) 3 回/日以上 ①厚生労働大臣が定める疾病等の者 ②特別管理看護師時期間中であって、指定訪問看護を受けている者 ③特別管理加算の対象者 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者 ⑤一人での看護が困難である場合（看護補助者に限る） ⑥その他状況判断で①～④に準ずると認められる者	4,500 円 3,000 円 3,000 円 6,000 円 10,000 円
	夜間・早朝訪問看護加算 （早朝とは 6～8 時、夜間とは 18～22 時）	2,100 円
	深夜加算 ：深夜とは 22～6 時	4,200 円
	訪問看護情報提供療養費	1,500 円
	24 時間対応体制加算 休日や夜間・早朝。深夜帯でも、病状の変化等時に電話で看護に関する意見を求めることができ、ご希望時、必要時には訪問対応致します。	6,400 円/月
	退院時共同指導加算 （1 回 ガン末期等は 2 回まで） 病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所されるにあたり医師・訪問看護ステーションの看護師等が病院へ出向き、共同して居宅における療養上必要な指導を行った場合	8,000 円
	特別管理指導加算 （特別管理加算の対象者は加算）	2,000 円
	退院支援指導加算 厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、	6,000 円

保険医療機関から退院された日に看護師が療養上の指導を行った場合	
在宅患者連携指導加算 （月1回）	3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算 （月2回まで）	2,000円
特別管理加算 ：下記ケアを受けている方となります。 （i）在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態 （II）在宅腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門または人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を3日以上行う必要があると認められた状態	i. 5,000円/月 II. 2,500円/月
ターミナルケア療養費 （介護保険との通算可能） （死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合） ターミナルケアとは、ご自宅で最期まで安心して楽に過ごしたいとお考えの方に訪問看護体制・多職種連携を強化しお手伝いいたします。末期がんや精神科訪問看護の利用者で、特養ホーム等でターミナルケアを行う場合も同様です。 （ただし、看取り介護加算が算定された場合は10000円）	25,000円
情報提供書1 （市町村）厚生労働大臣が定める疾病の利用において	1,500円
情報提供書2 （義務教育諸学校）厚生労働大臣が定める疾病の利用者の入学時転学時において	1,500円
情報提供書3 （主治医）入院・入所において	1,500円

5. その他の費用

ご遺体のケア・処置料	20,000円（材料費含む）
------------	----------------

6. 1ヶ月あたりのお支払い額の目安

ご利用料金の目安	約 円
----------	-----

私は、上記料金内容の説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者 _____ 印（代筆者氏名） _____ （続柄）

代理人氏名 _____ 印